

いわゆる冠婚葬祭互助会の積立金の 解約金条項につき一部を無効として 当該条項の一部の使用差止を認めた 消費者団体訴訟による差止判決 —大阪高等裁判所平成25年1月25日 判決裁判所HP

弁護士 志部 淳之介

第1 はじめに

1 事案の概要

本件は、適格消費者団体特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク(以下、「KCCN」という。)が、冠婚葬祭互助会を運営する株式会社セレマ(以下、「セレマ」という。)に対して、冠婚葬祭互助会の積立金の解約金条項(以下、「本件解約金条項」という。)が消費者契約法9条及び10条に反するとして、消費者団体訴訟制度に基づき、当該条項の使用差止を求めた事案である。

本件解約金条項は、契約を解約する際に積み立てた金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いて消費者に返金することを内容とするものである¹。同解約金条項についてはこれまで多数の苦情が寄せられていた²。

2 京都地裁平成23年12月13日判決裁判所HP判例時報2140・42

この事案につき、上記判決は、冠婚葬祭互助契約を解約した場合に差し引かれる解約手数料のうち月掛金の振替費用相当額(58円)を超える部分を差し引くことは同法9条1号により無効であるとして、KCCNの請求を一部認容した。

3 大阪高判平成25年1月25日裁判所HP

これに対してセレマが控訴、一審原告も付帯控訴し、平成25年1月25日大阪高裁において判決が言い渡された(以下、「本判決」という。)。同判決は、冠婚葬祭互助契約を解約した場合に差し引かれる解約手数料のうち、60円に第1回目を除く月掛数をかけた金額及び14.27円に契約月数を掛けた金額を超える部分を差し引くことは同法9条1号により無効であるとした。本件解約料条項の一部を無効として差止めを認めた点で、結論としては原審

とおおむね同様である。

本稿では、本判決の内容を概観した上、その妥当性、問題点について論じたい。

第2 本判決の判示内容

1 本件解約金条項に関する消費者契約法12条3項ただし書及び同法11条2項の適用の有無について

本判決は、前払式割賦販売に関する同法6条1項3号及び、割賦販売法自体が消費者契約法12条3号ただし書の「他の法律の規定」及び同法11条2項の「他の法律に別段の定めがある場合」に該当する、したがって本件解約金条項には消費者契約法の適用がない、というセレマの主張を退け、本件解約金条項へ消費者契約法の適用を認めた。

2 消費者契約法9条1号該当性

(1)判断基準

本判決は、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額につき以下の判断基準を示した。すなわち、セレマは「消費者から冠婚葬祭の施行の請求を受けて初めて、当該消費者のために冠婚葬祭の施行に向けた具体的な準備等始めるものである」と認定し、冠婚葬祭施行前の解約である本件では「損害賠償の範囲は原状回復を内容とするものに限定されるべき」であるとした。そのうえで「平均的な損害」とは、契約の締結及び履行のために通常要する平均的な費用をいうものとした。そして、平均的な費用とは、同種契約において通常要する必要経費の額を指し、必要経費とは「性質上個々の契約(消費者契約)との間において関連性が認められるもの」を意味するものとした。

(2)個別費用の検討

次に、本判決は、セレマが損害と主張する「1」会員の募集・管理に要する人件費、「2」会員募集に要するその他の費用、「3」会員管理に関するその他の費用、「4」親睦会費等が「平均的な損害」に該当するかにつき以下のように個別に検討した。

ア 「1」会員の募集・管理に要する人件費について

まず、セレマは直営支社の人件費及び交通費、代理店の募集手数料等について損害に当たる旨主張したが、本判決は、「これらの経費は、本件互助契約を締結し、その後解約した一人の消費者のみならず、その他の会員や会員以外の顧客の関係でも生じる一般的な費

用であって、個々の契約との関連性は認められない」として、「平均的な損害」に含まれないとした。

イ 「2」会員募集に要するその他の費用について

本判決は、約款、パンフレット、会員証等入会関係書類作成費について、「個々の契約との具体的な結びつきが認められ、同業他社でも通常支出をしているものと考えられるから」「平均的な損害」に含まれるとした。

ウ 「3」会員管理に関するその他の費用について

本判決は、システム関連費用、システム償却費用等の会員管理費につき、集金費用と入金状況通知以外の費用については、代理店へのインセンティブ、互助会組織の維持運営等のための必要費として支出したものであり、個々の契約との関連性が認められない一般的費用であるとして「平均的な損害」に含まれないとした。他方、「集金費用」として月掛金の振替費用相当額58円と、振替不能となった場合の通知の送付費用(1件50円の郵送代)2円、あわせて60円、毎年2回会員向けに発行される冊子である「全日本ニュース」の作成・送付費用9.81円、毎年12月に11月分までの支払状況を集金中の会員に通知する費用月当たり4.46円は、個々の消費者との関連性が認められ、「平均的な損害」に含まれるとした。

エ 「4」親睦会費について

本判決は、セレマ会員はセレマ親睦会の会費として500円を払うものとされていること、親睦会員には婚礼葬儀の施行時に使用できる500円のサービス券が付与されることを認定した。そのうえで、親睦会費の500円は、前記イ「2」のうち会員証等入会関係書類作成費である「440.2円にサービス券の作成・送付費用を加えた金額にほぼ匹敵するものと考えられる」とした。すなわち、前記イ「2」の費用は、上記親睦会費でまかなわれているものとした。

(3) 結論

以上より、本判決は「平均的な損害」として、月掛金の振替費用相当額58円と、振替不能の通知の送付費用2円、「全日本ニュース」の作成・送付費用9.81円、支払状況の通知費用4.46円を

認定し、本件解約金条項のうちこれを超える金額を解約時に差し引くことを内容とする部分につき差止めの対象となるものとした。

第3 本判決の評価

1 評価できる点

- (1) 本件解約金条項への消費者契約の適用を認めた点は妥当である。他の法律で保護されることを理由に消費者契約法の適用を除外すべきというセレマの主張は、同法の消費者保護の趣旨に反すること、消費者契約法12条3項は、他の法律によって当該条項が無効となる場合においても差止請求権の行使を否定していないこと³からして妥当でない。
- (2) 前記第2「1」会員の募集・管理に要する人件費及び、前記第2「3」のうちシステム関連費用、システム償却費用等の会員管理費について「平均的な損害」に含まれないとした点は妥当である。人件費は単なるセレマの営業費用であり、個別の消費者に転嫁すべきでない。また、システム関連費用等は互助会運営のための不可避的な経費であり、個別消費者に転嫁すべきはないからである。
- (3) 全体としては、本件解除条項の差止を一部認めた点で、今後同条項による消費者被害を未然に防止することができることから妥当である。

2 不当な点

- (1) 「平均的な損害」に入会書類作成費用を含めた点
約款、パンフレット、親睦会規約などは、会員になるならならいにかかわらず発生する費用であって、一消費者の中途解約に伴って生じる損害ではない。不可避的に生じるコスト約款、パンフレット等の入会書類は、セレマが営業活動をする際に必要となる書類である。こうした営業活動のための費用は、契約を締結した個々の消費者に転嫁されるべきではない。したがって、本判決が「平均的な損害」に含めた点は不当である。
- (2) 「平均的な損害」に月掛金の振替用相当額58円、振替不能となった場合の通知の送付費用2円、「入金状況通知」4.46円を含めた点
これら顧客に対する通知は、顧客を維持・獲得し続けるために支出するものである。セレマは顧客を維持することにより、将来的に積み立

て金を利用して冠婚葬祭儀式を施行することを目的としている。すなわち、本判決の認定によるとセレマの一件当たりの葬儀の平均売上額は約193万円であること、互助会会員の積立金総額の多くが30万円ないし50万円程度であるから葬儀の際は相当の追加費用を支払う必要があること、実際にセレマにおいては互助会会員の葬儀が施行される際の事業収入が大きな比重を占めていることからすると、セレマは顧客を維持、管理することで将来的に葬儀を施行し、その際に多くの利益を上げるという構造になっている。顧客に対する通知費用もセレマが顧客を満期まで維持し、利益を上げるための手段として支出されるものであり、営業のための費用といえる。かかる費用を「平均的な損害」に含める点は不当である。

(3) 「平均的な損害」に「全日本ニュース」の作成・送付費用を含めた点

セレマ発行の「全日本ニュース」の内容は、セレマの宣伝パンフレットである。例えば「全日本ニュース」第679号は、全12頁の冊子であるが、ブライダルフェアの宣伝、葬儀法要会館の見学会の日程、保険の宣伝等が9頁を占め全体の4分の3が広告である。同冊子の作成・送付費用はセレマの営業費用にすぎず、同費用を「平均的な損害」に含めるべきではない。

第4 まとめ

本件のような互助契約の差止め請求が認められたのは、高裁レベルでは初めてのことであり、先例として大きな意義を持つ。ただし、第3、2で指摘したとおり、消費者保護の観点からは理論的にも実質的にも不当な点が存在することは繰り返し述べておきたい。セレマは現在、消費者が解約金を返還せよと苦情を申し立てた際、裁判で請求してきた者についてのみ返金するという対応をしている。高裁レベルで本件解約金条項の一部差止めが認められた以上、このような対応は即刻是正されるべきである。

1 本件解約金条項の一例として、例えば「Pコース」は払込回数9回目までは全額、10回の場合は2万4650円が差し引かれ、11回目以上の場合、払込回数が1回増える毎に、差し引かれる額が250円ずつ増える。したがって、仮にPコース会員が、20回の積立をなした時点で解約した場合には、積立金額5万円(2500円×20回=5万円)から、手数料2万7150円(2万4650円+250円×10回=2万7150円)が差し引かれ、2万2850円の返戻しか受けられないことになる。

2 PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)によると、セレマについては、2007年6月1日以降2008年4月20日までの1年たらずの間に消費者センターに約100件の苦情が寄せられていた。

3 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者契約法』294頁(商事法務、第二版、平22)。